

質 疑 応 答 書

6-11 茨城県後期高齢者医療広域連合Web会議用電子黒板及びPC端末賃貸借

更 新 日 令和6年7月2日

質 問 事 項	回 答 事 項
<p>①本件は新規導入・更改のどちらでしょうか。</p> <p>既設物件の撤去は賃貸借料に含めないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>既存の機器がリース調達である場合は、契約期間と再リース回数をご教示ください。</p>	<p>①本件は新規導入になります。</p> <p>よって既設物件はありません。</p>
<p>②賃貸借期間終了後は再リースがありますでしょうか。</p> <p>もしくは無償譲渡になりますでしょうか。無償譲渡の場合は、当社からの固定資産税の納税義務はないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>②賃貸借期間終了後の再リースの可能性はありますが、現時点では未定です。</p> <p>契約終了後は無償譲渡ではなく、返還となります。</p>
<p>③期間終了後の物件撤去にかかる費用は、賃貸借料に含めないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>含める場合は、貴連合等のご負担で機器取り外しの上、1か所に集めていただくことは可能でしょうか。</p> <p>また、データ消去の方法はソフト消去でよろしいでしょうか。</p>	<p>③物件撤去にかかる費用は賃貸借料に含めていただきます。(入札説明書1(5)入札方法をご参照ください。)</p> <p>撤去の際に機器を1か所に集めることは可能です。</p> <p>データ消去は本件仕様には含んでいません。</p>
<p>④賃貸借契約書及び約款の案を事前に頂くことは可能でしょうか。</p> <p>また、リース会社指定の契約書の使用は可能でしょうか。</p>	<p>④賃貸借契約書案及び約款案は別添資料をご確認ください。</p> <p>リース会社指定の契約書の使用も可能ですが、内容については協議・確認が必要となりますので、ご対応をお願いします。</p>

<p>⑤賃貸借料金は、当月分翌月末のお支払いという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>⑤お見込みのとおりです。</p>
<p>⑥弊社はリース会社であり、MDM 未解除を判別できないため、データ消去をしても設定情報は削除されない場合がございます。そこで MDM 解除については借主となる貴連合にて責任を持たれるようお願いしたいのですが、お認めいただけますでしょうか。</p>	<p>⑥本件にMDMは導入しません。</p>
<p>⑦世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。</p>	<p>⑦やむを得ない事情により賃貸借期間の変更等についての協議は可能ですが、原則として仕様書記載の賃貸借期間を遵守してください。</p>
<p>⑧令和7年度以降、予算が確保されずこの契約が解除となった時、賃貸人に損害が生じた場合、賃借人に対して損害賠償（残賃貸借料相当）を求めることは可能でしょうか。</p>	<p>⑧損害賠償を求めることは可能です。別添資料の賃貸借契約約款（案）第24条をご参照ください。</p>
<p>⑨インボイス対応において、要件を満たす適格請求書（お支払予定表等）は必要でしょうか。</p>	<p>⑧適格請求書は必要ありません。</p>